

アーチェリー競技申し合わせ事項

開催日：令和 8 年 5 月 24 日（日）

会 場：東京都障害者総合スポーツセンター 洋弓場

競技規則

本項に定める以外は、令和 8 年度公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技種目

コンパウンドボウの部：50m・30m ラウンド、30m ダブルラウンド

リカーブボウの部：50m・30m ラウンド、30m ダブルラウンド

18m ダブルラウンド、12m ダブルラウンド

競技日程（予定）

受付：10 時 00 分から 10 時 15 分

競技説明：10 時 20 分から 10 時 30 分

競技：11 時 00 分から 15 時 00 分

表彰式：15 時 40 分

※参加人数により、種目別または距離別に午前・午後に分け競技を実施する場合がある。

※競技時間については、事前に送付する大会プログラムを必ず確認すること。

競技方法

(1) リカーブは 1 標的 2 名、コンパウンドは 1 標的 1 名とし、A・B の 1 立（場合により 2 立）とする。

(2) 練習は 2 分 3 射（場合により 4 分 6 射）、A・B 立－矢取りの 1 回とする。

(3) 行射は 2 分 3 射（場合により 4 分 6 射）、A・B 立－矢取りを繰り返す。

1 ラウンド 12 エンド（4 分 6 射の場合は 6 エンド）36 射で 2 ラウンド 72 射の競技を行う。

参加人数により、1 ラウンドと 2 ラウンドの間に昼休憩をとる場合がある。

(4) 採点は得点記録員と相互看的とする。（得点記録員を各的 1 名配置する）

※得点記録員に看的・矢取りを代行者(エージェント)に依頼する選手は、参加申込書の競技特記事項にて事前に申請をすること。

(5) 車いす(またはスツール)使用の選手が行射終了後にシューティングラインに留まる場合は、手を挙げる等行射が終了したことを審判員に知らせ、直ちに弓を膝上かスタンドに置くこと。

(6) 安全を第一として、水平打ちにて行射すること。

※東京都アーチェリー協会「競技運営安全管理規定」を準用する。

(7) 競技進行は音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。

用具検査

用具検査は大会当日に競技会場で行う。用具検査には弓具以外に服装、ナンバーカードも含む。

※用具規定に違反の者は**オープン参加**とする。

※**オープン参加**・・・東京都障害者スポーツ大会表彰対象外とする。全国障害者スポーツ大会出場意向ありの場合、選考対象外とする。

ナンバーカード

主催者の用意したもの(肢体不自由者―白色、聴覚障害者―黄色、内部障害者―水色、視覚障害者―緑色)を、車いす選手、椅子選手(スツール)、立位選手共にクィーバーに付けること。競技中は常にシューティングラインの後方から見えなければならない。

表彰

競技終了後、競技会場で行う。各区分とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

介助者(アシスタント)

- (1) 特別な事情のある選手は介助者を1名つけることができる。介助者を希望する選手は申込書の特記事項欄にその旨を記入すること。
主催者の許可があった場合、介助者は「介助許可証(ビブス)」を、表彰式終了時まで着用すること。
- (2) 介助者は選手同様に服装規定を守り、シューティングライン(SL)まで入場することができる。
- (3) 介助者は選手に対する助言は認めない(但し、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合は除く)。
- (4) 介助者の違反行為は全て選手の違反行為とみなす。
- (5) 介助者は射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。
- (6) 介助者は競技役員の指示に従わなければならない
- (7) 介助者が看的・矢取りを行えない場合は、代行者(エージェント)を申込書の特記事項欄にその旨を記入すること。

その他

- (1) 出場者は、東京都障害者総合スポーツセンター洋弓場使用認定証または競技経験がある者で、東京都アーチェリー協会・競技運営安全管理規定を遵守する者とする。
ただし、申込時に東京都障害者総合スポーツセンター洋弓場使用認定証不所持の者は、以下で実施する安全講習会に参加しなければならない。
安全講習会に遅刻・欠席した場合は、本大会への出場は出来ないものとする。

安全講習会実施日 : 4月19日(日)午後 東京都障害者総合スポーツセンター

- (2) 事故防止のため、セットアップ、ドローイングおよび引き戻しは水平に行なうこととし、その他行射に関し審判員が適当でないと判断した場合、競技の中止をさせることがある。
- (3) 「その他の内部障害」と「視覚障害」、18mダブルラウンドと12mダブルラウンドの参加者及びオープン参加者は、全国障害者スポーツ大会の選考対象にはならない。
- (4) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員及び予め許可された介助者以外は立ち入ることができない。
- (5) 競技方法、招集方法、表彰等は、変更が生じる場合がある。
- (6) 大会プログラム、ナンバーカード、服装規定詳細は事前に送付する。
- (7) 代行者(エージェント)を伴う選手や依頼をした選手は、行射後シューティングラインに留まること。

代行者(エージェント)の主な業務は「得点記録」「矢の回収」であり、「介護」等は原則として含まれない。

※障害別参加区分

		区分番号	障 害 区 分	
肢体不自由	Ⅱ	1	脳原性麻痺以外で車いす常用	第8頸髄まで残存
		2		その他の車いす
	Ⅰ	3	切断・機能障害	上肢障害
		4		下肢障害（椅子、車いす使用を含む）
		5		体幹
	Ⅲ	6	脳原性麻痺	脳原性麻痺（椅子、車いす使用を含む）
聴 覚		7	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害	
内 部		8	ぼうこう又は直腸機能障害	
		9	その他の内部障害	
視 覚		10	視覚障害	

【アーチェリー区分解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体不自由Ⅱ（脊髄損傷、二分脊椎、骨・関節機能障害、切断といった脳原性麻痺以外の車いす常用の者）		
1	第8頸髄まで残存	・頸髄損傷等による四肢麻痺で車いす使用者（競技以外でも車いすを常用）
2	その他の車いす	・区分1、4、6には該当しない車いす使用者（競技以外でも車いすを常用）
●肢体不自由Ⅰ（切断、機能障害で立位、または車いす常用でないが競技中のみ椅子、車いすを使用する者）		
3	上肢障害	・上肢に機能障害がある者 ・上肢の切断者
4	下肢障害	・下肢に機能障害がある者 ・下肢の切断者 ※下肢障害で椅子を使用して競技を行う者、競技中のみ椅子、車いすを使用する者も含む
5	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者 (脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない)
●肢体不自由Ⅲ（脳原性麻痺…脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
6	脳原性麻痺	・全ての脳原性麻痺者
●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害		
7	聴覚障害	
●内部障害		
8	ぼうこう又は直腸機能障害	・脊髄損傷等で合併した、ぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
9	その他の内部障害	・区分8には該当しない内部障害者
●視覚障害		
10	視覚障害	